



第六条 (国の補助)	第三十四条 (仮入院)
第七条 (精神衛生相談所)	第三十五条 (家庭裁判所の許可)
第八条 (国の補助)	第三十六条 (届出)
第九条 (許可)	第三十七条 (知事の審査)
第十条 (名称の独占)	第三十八条 (行動の制限)
第十二条 (罰規定期)	第三十九条 (無断退去者) 対する措置
第十三条 (精神衛生審議会) 第三章 精神衛生審議会 (第十三条)	第十四条 (設置)
第十五条 (委員の数、任期及び任命)	第十六条 (権限)
第十七条 (省令への委任)	第十八条 (精神衛生鑑定医) 第二十九条 (精神衛生鑑定医)
第十九条 (実費弁償及び報酬)	第二十条 (医療及び保護)
第五章 医療及び保護 (第二十条)	第五十一条 (保護拘束の期間)
第十八条 (精神衛生鑑定医)	第四十五条 (保護拘束の期間)
第十九条 (実費弁償及び報酬)	第四十六条 (保護拘束の変更)
第五章 医療及び保護 (第二十条)	第四十七条 (行方不明者) 及び廃止
第五十条 (施設以外の収容)	第四十八条 (施設以外の収容)
第二十一条 (保護)	第四十九条 (医療及び保護の費用)
第二十二条 (義務者)	第五十条 (刑又は保護処分の執行との関係)
第二十三条 (診察及び保護の申請)	第五十一条 (この法律の目的)
第二十四条 (警察官の通報等)	第五十二条 (この法律の目的)
第二十五条 (検察官の通報)	第五十三条 (この法律の目的)
第二十六条 (矯正保護施設の長の選挙)	第五十四条 (この法律の目的)
第二十七条 (精神衛生鑑定医の診察)	第五十五条 (この法律の目的)
第二十八条 (診察の通知)	第五十六条 (この法律の目的)
第二十九条 (知事による入院)	第五十七条 (この法律の目的)
第三十条 (費用の負担及び補助)	第五十八条 (この法律の目的)
第三十一条 (費用の徴収)	第五十九条 (この法律の目的)
第三十二条 (訴願)	第六十条 (この法律の目的)
第三十三条 (保護義務者の同意による入院)	第六十一条 (この法律の目的)

第六条 (定義)	第二章 施設
第七条 この法律で「精神障害者」とは、精神病者(中毒性精神病者を含む)、精神薄弱者及び精神病質者をいう。	第三章 精神衛生相談所
第八条 精神衛生に関する知識の普及を図る等精神障害者の発生を予防する施策を講じなければならない。	第四章 精神衛生相談所
第九条 (設置)	第五章 精神衛生相談所
第十条 (名称の独占)	第六章 精神衛生相談所
第十二条 (罰規定期)	第七章 精神衛生相談所
第十三条 (家庭裁判所の許可)	第八章 精神衛生相談所
第十四条 (設置)	第九章 精神衛生相談所
第十五条 (委員の数、任期及び任命)	第十章 精神衛生相談所
第十六条 (権限)	第十一章 精神衛生相談所
第十七条 (省令への委任)	第十二章 精神衛生相談所
第十八条 (精神衛生鑑定医) 第二十九条 (精神衛生鑑定医)	第十三章 精神衛生相談所
第十九条 (実費弁償及び報酬)	第十四章 精神衛生相談所
第五章 医療及び保護 (第二十条)	第十五章 精神衛生相談所
第五十条 (施設以外の収容)	第十六章 精神衛生相談所
第二十一条 (保護)	第十七章 精神衛生相談所
第二十二条 (義務者)	第十八章 精神衛生相談所
第二十三条 (診察及び保護の申請)	第十九章 精神衛生相談所
第二十四条 (警察官の通報等)	第二十章 精神衛生相談所
第二十五条 (検察官の通報)	第二十一章 精神衛生相談所
第二十六条 (矯正保護施設の長の選挙)	第二十二章 精神衛生相談所
第二十七条 (精神衛生鑑定医の診察)	第二十三章 精神衛生相談所
第二十八条 (診察の通知)	第二十四章 精神衛生相談所
第二十九条 (知事による入院)	第二十五章 精神衛生相談所
第三十条 (費用の負担及び補助)	第二十六章 精神衛生相談所
第三十一条 (費用の徴収)	第二十七章 精神衛生相談所
第三十二条 (訴願)	第二十八章 精神衛生相談所
第三十三条 (保護義務者の同意による入院)	第二十九章 精神衛生相談所

第六条 (定義)	第二章 施設
第七条 都道府県立精神病院	第三章 精神衛生相談所
第八条 都道府県は、精神病院を設置しなければならない。但し、第五条の規定による指定病院がある場合においては、厚生大臣の承認を得て、その設置を延期することができる。	第四章 精神衛生相談所
第九条 (設置)	第五章 精神衛生相談所
第十条 (名称の独占)	第六章 精神衛生相談所
第十二条 (罰規定期)	第七章 精神衛生相談所
第十三条 (家庭裁判所の許可)	第八章 精神衛生相談所
第十四条 (設置)	第九章 精神衛生相談所
第十五条 (委員の数、任期及び任命)	第十章 精神衛生相談所
第十六条 (権限)	第十一章 精神衛生相談所
第十七条 (省令への委任)	第十二章 精神衛生相談所
第十八条 (精神衛生鑑定医) 第二十九条 (精神衛生鑑定医)	第十三章 精神衛生相談所
第十九条 (実費弁償及び報酬)	第十四章 精神衛生相談所
第五章 医療及び保護 (第二十条)	第十五章 精神衛生相談所
第五十条 (施設以外の収容)	第十六章 精神衛生相談所
第二十一条 (保護)	第十七章 精神衛生相談所
第二十二条 (義務者)	第十八章 精神衛生相談所
第二十三条 (診察及び保護の申請)	第十九章 精神衛生相談所
第二十四条 (警察官の通報等)	第二十章 精神衛生相談所
第二十五条 (検察官の通報)	第二十一章 精神衛生相談所
第二十六条 (矯正保護施設の長の選挙)	第二十二章 精神衛生相談所
第二十七条 (精神衛生鑑定医の診察)	第二十三章 精神衛生相談所
第二十八条 (診察の通知)	第二十四章 精神衛生相談所
第二十九条 (知事による入院)	第二十五章 精神衛生相談所
第三十条 (費用の負担及び補助)	第二十六章 精神衛生相談所
第三十一条 (費用の徴収)	第二十七章 精神衛生相談所
第三十二条 (訴願)	第二十八章 精神衛生相談所
第三十三条 (保護義務者の同意による入院)	第二十九章 精神衛生相談所

第六条 (名称の独占)	第十二条 (この法律による精神衛生相談所)
第七条 都道府県知事は、国及び都道府県以外の者が設置した精神病院又は精神病院以外の病院に設けられている精神病室の全部又は一部を、その設置者の同意を得て、都道府県が設置する精神病院に代する施設 (以下「指定病院」という。)	第十三条 (この法律で定めるものの調査審議) 2. 委員は、精神衛生に關し学識経験ある者及び関係行政機関の公務員のうちから、厚生大臣が任命する。
第八条 国は、都道府県又は指定市が前項の施設を設置したときは、その設置及び運営に要する経費に対する政令の定めるところにより、その二分の一を補助する。	第十四条 (委員の数、任期及び任命)
第九条 国、都道府県及び指定市以外の者は精神衛生相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の許可を受けなければならない。	第十五条 (設置)
第十条 都道府県知事は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、省令の定めるところにより、厚生大臣の承認を受けなければならない。	第十六条 (権限)
第十二条 (罰規定期)	第十七条 (この法律の目的)
第十三条 (保護義務者の同意による入院)	第十八条 (この法律の目的)



たときは、本人及び関係者の同意がなくても、その者を國若しくは都道府県の設置した精神病院（精神病院以外の病院に設けられてゐる精神病室を含む。以下同じ。）又は指定病院に入院させることができる。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を入院させるには、二人以上以上の精神衛生鑑定医の診察を経て、その者が精神障害者であり且つ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のため自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることに

ついて、各精神衛生鑑定医の診察に自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることに

ついて、各精神衛生鑑定医の診察の結果が一致した場合でなければならぬ。

3 国又は都道府県の設置した精神病院の長は、病床（病院の一部について第五条の指定を受けている指定病院にあつてはその指定にかかる病床）にすでに第一項の規定により入院をさせた者がいるため余裕がない場合の外は、前項の精神障害者を収容しなければならぬ。

4 この法律施行の際、現に精神病院法第二条の規定によつて入院中の者は、第一項の規定によつて入院したものとみなす。

第三十条 前条の規定により都道府県知事が入院させた精神障害者の入院に要する費用は、政令の定めるところにより、都道府県の負担とする。

2 國は、前項の規定により都道府県が支出する経費に対し、政令の定めるところにより、その二分の一を補助する。

（費用の徴収）

第三十一条 都道府県知事は、第二十九条の規定により入院させた精神障害者又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができるときには、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

（訴願）

第三十二条 第二十九条又は前条の規定により都道府県知事のした处分に不服がある者は、訴願法（明治二十三年法律第百五号）の定め

るところにより、その処分を受けた日から六十日以内に厚生大臣に對し訴願をすることができる。

（保護義務者の同意による入院）

第三十三条 精神病院の長は、診察の結果精神障害者であると診断した者につき、医療及び保護のため入院の必要があると認める場合において保護義務者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができるものとされる。

（仮入院）

第三十四条 精神病院の長は、診察の結果精神障害者の疑があると認められる者を、その後見人、配偶者、親権を行う者その他の扶養義務者の同意がある場合には、本人の同意がなくても、三週間を超えない期間、仮に精神病院へ入院させることができる。

第三十五条 前二条の同意者が後見人である場合において前二条の同意をするには、民法（明治二十九

年法律第八十九号）第八百五十八条规定の規定の適用を除外するものではない。

（届出）

第三十六条 精神病院の長は、入院十三条又は第三十四条の規定による措置をとつたときは、十日以内に左の事項を入院について同意を得た者の同意書を添え、もよりの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

（無断退去者に対する措置）

第三十七条 精神病院の長は、入院中又は仮入院中の者で自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるものが無断で退去しその行方不明になつたときは、所轄の警察署長に左事項を通知してその探索を求めることができる。

（訪問指導）

第三十八条 都道府県知事は、第二十七条の規定による診察の結果精神障害者であると診断された者で

第三十九条 精神病院の長は、入院中又は仮入院中の者で自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるものが無断で退去しその行方不明になつたときは、所轄の警

察署長に左事項を通知してその探索を求めることができる。

（訪問指導）

第四十二条 都道府県知事は、第二十七条の規定による診察の結果精神障害者であると診断された者で

第三十九条の規定による退院者でなお精神障害が続いているものについては、必要に応じ、当該更員又は都道府県知事が指定した医師をしてその者を訪問し精神衛生に関する適切な指導をさせなければならない。

（訪問指導）

第三十三条 自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのある精神障

害者で入院を要するものがある場

合において、直ちにその者を精神

病院に収容することができないや

すを得ない事情があるときは、精

神障害者の保護義務者は、都道府

県知事の許可を得て、精神病院に

入院させるまでの間、精神病院以

外の場所で保護拘束をすることが

できる。

（保護拘束）

第三十四条 前項の許可を得ようとする者

は、左の事項を記載した申請書に

医師の診断書を添え、もよりの保

健所長を経て都道府県知事に申請

しなければならない。

（保護拘束の理由）

第三十五条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第三十六条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第三十七条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第三十八条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第三十九条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第四十条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第四十一条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第四十二条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第四十三条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第四十四条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第四十五条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第四十六条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第四十七条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第四十八条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第四十九条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第五十条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第五十一条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第五十二条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第五十三条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第五十四条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第五十五条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第五十六条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第五十七条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第五十八条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第五十九条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第六十条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第六十一条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第六十二条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第六十三条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第六十四条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第六十五条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第六十六条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第六十七条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第六十八条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第六十九条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第七十条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第七十一条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第七十二条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第七十三条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第七十四条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第七十五条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第七十六条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第七十七条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第七十八条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第七十九条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第八十条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第八十一条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第八十二条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第八十三条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第八十四条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第八十五条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第八十六条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第八十七条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第八十八条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第八十九条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第九十条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第九十一条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第九十二条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第九十三条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第九十四条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

第九十五条 保護拘束をした者の住所、氏

名及び続柄

（保護拘束開始の年月日及び時刻）

刻

五 保護拘束の場所

六 保護拘束の方法

都道府県知事は、前項の申請があつたときは、すみやかに、精神衛生鑑定医に診察をさせた上許可するかどうかを決定し、その結果を申請者に通知しなければならない。

4 前項の規定により許可をするには、二人以上の精神衛生鑑定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、且つ、医療及び保護のため入院をされなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各精神衛生鑑定医の診察の結果が一致した場合でなければならぬ。

（保護拘束の期間）

第四十四条 保護拘束の期間は、保護拘束を始めた日から起算して二箇月を超えることができない。

2 都道府県知事は、前項の期間内に、当該精神障害者で引き続き保護拘束の必要があるものについて國若しくは都道府県の設置した精神病院又は指定病院に収容する措置をとらなければならない。

（指導）

第四十五条 都道府県知事は、保護拘束を行う者に対し、當該吏員又は都道府県知事が指定した医師をして保護拘束の場所、施設、方法その他必要な事項について適切な指導をさせなければならない。

2 正當な理由がなくて前項の指導に従わなかつた者は、二万円以下の罰金に処する。

（保護拘束の変更及び廢止）

第四十六条 保護拘束を行つ者が保護拘束の場所又は方法を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

2 保護拘束を行つ者が保護拘束を廃止したときは、三日以内に廃止の年月日及び時刻をもよりの保健所長を經て都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定に違反した者は五万円以下の罰金に処し、第二項の規定に違反した者は五千円以下の科料に処する。

（行方不明者に対する措置）

第四十七条 保護拘束を受けている者が行方不明になつたときは、保護拘束を行つている者は、すみやかに、その旨をよりの保健所長を經て都道府県知事に届け出るとともに、よりの警察署長に届け出てその探索を求めるべきである。

2 前項の届書には左の事項を記載しなければならない。

1 本人の住所、氏名、性別及び生年月日

3 保護拘束を行つている者の住所以及氏名

4 本人を発見するために参考となるべき人相、服装その他の事項

5 行方不明になつた年月日及び時刻

精神病院又は他の法律により精神病院以外の場所に精神障害者を収容することのできる施設

十八号)第九条の規定により私宅監置をしている者については、精神病院に入院させることができない。

2 この法律施行の際、現に精神病院監置法(明治三十三年法律第三十八号)第十九条の規定により私宅監置をしてある者については、精神病院に入院させることができない。

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

2 第八百五十八条第二項中「又は私宅に監置す」を削る。

3 第五百二十二条の一部を次のように改正する。

2 第九条第一項甲類第十九号中「監

設置し、増築し、改築し、若しくはその設置を延期しようとする場合又は都道府県知事

が精神衛生法(昭和年法律第号)の指定病院を指定しようとする場合にこれを承認すること。

2 第二十二条の規定によつて市町村長が保護義務者となる場合において、その医療及び保護に要する費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担する。

3 第二十二条の規定によつて市町村長が保護義務者となる場合において、その医療及び保護に要する費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担する。

2 精神病者監護法(明治三十三年法律第三十八号)及び精神病院法

（大正八年法律第二十五号）は廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

2 第八百五十八条第二項中「又は私宅に監置す」を削る。

3 第五百二十二条の一部を次のように改正する。

2 第九条第一項甲類第十九号中「監

設置し、増築し、改築し、若しくはその設置を延期しようとする場合又は都道府県知事

が精神衛生法(昭和年法律第号)の指定病院を指定しようとする場合にこれを承認すること。

2 第二十二条の規定によつて市町村長が保護義務者となる場合において、その医療及び保護に要する費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担する。

3 第二十二条の規定によつて市町村長が保護義務者となる場合において、その医療及び保護に要する費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担する。

2 第二十二条の規定によつて市町村長が保護義務者となる場合において、その医療及び保護に要する費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担する。

関する事項を調査を加える。

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

2 第八百五十八条第二項中「又は私宅に監置す」を削る。

3 第五百二十二条の一部を次のように改正する。

2 第九条第一項甲類第十九号中「監

設置し、増築し、改築し、若しくはその設置を延期しようとする場合又は都道府県知事

が精神衛生法(昭和年法律第号)の指定病院を指定しようとする場合にこれを承認すること。

2 第二十二条の規定によつて市町村長が保護義務者となる場合において、その医療及び保護に要する費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担する。

3 第二十二条の規定によつて市町村長が保護義務者となる場合において、その医療及び保護に要する費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担する。

2 第二十二条の規定によつて市町村長が保護義務者となる場合において、その医療及び保護に要する費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担する。

審議すること。

（精神衛生審議会 厚生大臣の諮問に応じて精神衛生に

関する事項を調査を加える。

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

2 第八百五十八条第二項中「又は私宅に監置す」を削る。

3 第五百二十二条の一部を次のように改正する。

2 第九条第一項甲類第十九号中「監

設置し、増築し、改築し、若しくはその設置を延期しようとする場合又は都道府県知事

が精神衛生法(昭和年法律第号)の指定病院を指定しようとする場合にこれを承認すること。

2 第二十二条の規定によつて市町村長が保護義務者となる場合において、その医療及び保護に要する費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担する。

3 第二十二条の規定によつて市町村長が保護義務者となる場合において、その医療及び保護に要する費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担する。

2 第二十二条の規定によつて市町村長が保護義務者となる場合において、その医療及び保護に要する費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担する。

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

の不法監禁を防止することを主たる内容とするものでありまして、題名は監護法であります。實質は精神病者の監護法ともいべきものであります。すなわち精神病者を監護できる者を保護義務者に限つたことがそのねらいであります。いわゆる座敷率の制度を特定の者について合法化したものとも言えるのであります。しかし座敷率制の制限だけでは精神病者は救われないことも明らかであり、それから十七年後に制定された精神病院法は、精神病院を府県に設置し、犯罪傾向のある精神病者、身寄りのない精神病者をまざ収容することにいたしました。

この二つの法律によつてまかなわれて来た精神衛生行政の現状を見ますと、現在全国における公立及びこれに代用される精神病院のベット数は二万床を持つすぎません。歐米における施設は人口二百人ないし五百人に對して一つの率でベットを整備いたしておられます。わが国の現状は人口四千人に對して一つの率でありますから、これを國際水準に比べますと、まだその十分の一を満たすにすぎないのであります。このベット数の不足から、現在病院に収容することができず、座敷率と並んで、精神衛生が不可欠であることは申すまでもございません。それは車の両輪ともいふべきものでござります。

ここに提案しようとしたしまする精神衛生法案は、この立憲、取残され来てた精神衛生行政の車を一刻も早く

前進させて、心身ともに健康なバランスのとれた国民社会が達成されることを願つたものであります。

法案の大要について申し上げます

と、第一に、この法案は、いやしくも正常な社会生活を破壊する危険のある精神病患者全般をその対象としてつかむこととしたました。従来の狹義の精神病者だけでなく、精神薄弱者及び精神疾患者をも加えたのであります。

第二に、従来の座敷率による私宅監

置の制度を廃止して、長期にわたつて

自由を拘束する必要的ある精神障害者は、精神病院または精神病室に収容す

ることを原則といたしました。これが

ために精神病院の設置を都道府県の責

任とし、また入院を要する者で経済的

能力のない者については、都道府県に

おいて入院措置を講ずることとし、國

家はこれらの費用の三分の一を補助す

ることといたしました。

第三に、医療及び保護の必要な精神

障害者については、警官、検察官、

刑務所その他の矯正保護施設の長のよ

うに、職務上精神障害者を取扱うこと

の多い者には通報義務を負わせるほ

か、一般人はたれども知事に医療保護

の申請ができることにして、その医療

保護が必要であるにかかるとえら

げざる者なきを期して、國民のすべて

協力する態勢をつくりたいと考えたの

であります。

午後二時一分散会

○松永委員長代理 本案に對しまして

御質疑はございませんか——別に御質

疑もないようでありますから、次に医

療法の一部を改正する法律案を議題に

いたします。

御質疑はありませんか——御質疑も

ないようでありますから本日はこの程

度散会いたします。次回は公報をも

つてお知らせ申し上げます。